

「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」の規約

1. 名称
このネットワークの名称を「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」とする。
- 1-2. 金融機関へ届出る加入者名の変更
ゆうちょ銀行の郵便振替口座の加入者名「九州ネット」を、前条の「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」に変更する。
- 1-3. 略称
このネットワークの略称を「ネットワーク九州」とする。銀行等の金融機関でこのネットワークの口座を開設する場合は、預金通帳等の名称としてこの略称を別名として使うことができる。
2. 事務所
このネットワークの事務所を、美野島司牧センター(福岡市博多区美野島2-5-31)に置く。
3. 目的
 - ① このネットワークは、九州(及び近県)において、移住労働者、移住者・その家族の基本的な人権の擁護・獲得及び自立のための諸活動並びに連絡調整を行い、多文化・多民族共生社会の実現を目的とする。
 - ② この目的を持って活動するグループ・個人の参加により、各自の主体性を基礎としての緩やかなネットワークによる協力連携活動を行うものとする。
 - ③ このネットワークの運営及び活動は、第1項の目的達成に向け、国籍に係わらず全ての人が協同して行うことを旨とする。
4. 活動内容
 - ① 情報収集・情報提供
 - ② 人権支援・相談活動の連絡調整
 - ③ 福岡出入国在留管理局を中心とした行政機関への協同交渉
 - ④ 九州規模での学習会、交流会等のイベントの企画・開催
 - ⑤ 「特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)」の九州地区における窓口としての活動及び他地域の外国人支援団体や関連分野のNGO等との連絡調整・連携活動
 - ⑥ ニュースレターの発行
 - ⑦ その他このネットワークの目的達成のために必要な活動。但し個々の救援活動については連携協力のコーディネートを行う。
5. 会員
 - ① このネットワークは、趣旨に賛同する団体会員及び個人会員と団体賛助会員・個人賛助会員からなる。(会員は、このネットワークの運営に関与する意思のある団体、個人で、一方、賛助会員は、このネットワークの財政支援を目的に参加される団体、個人を意味する。)
 - ② 団体会員は年間1万円、個人会員は年間5千円の会費を、また団体賛助会員は年間5千円、個人賛助会員は年間3千円を支払う。
6. 代表
 - ① このネットワークには、複数名の共同代表をおく。
 - ② 共同代表は会員(賛助会員は除く。以下同じ)の互選により決定し、任期は1年間とする。但し再任を妨げない。
7. 事務局
 - ① このネットワークには、複数名の事務局員による事務局をおき、日常的な活動と運営に当たる。事務局員のうち1名は会計担当者とする。
 - ② 事務局員は会員の互選により決定するものとし、任期は1年間とする。但し再任を妨げない。
8. 会計及び予算
 - ① このネットワークの会計は、会員からの会費収入及び寄付金等によりまかなう。
 - ② 会費の額及び予算の執行については別に定めるところによる。
- 8-2.
金融機関の口座の住所は、福岡市中央区XXXX-XX-XXXとし、当地に居住する会計担当者XXXXが預金口座等の管理を行うものとし、この者を口座の代表者とすることができる。
9. 会計監査
このネットワークには会計監査置き、毎年度会計監査を行い報告するものとする。
10. 総会及び事務局会議
このネットワークにおいては、原則として年に1回の総会を持つとともに、必要に応じて事務局会議その他の会議を持つ。
11. 意思決定の方法
このネットワークの名称を用いて協同行動、対外的活動を行う場合は、原則として会員の合議によるものとし、合意が得られない場合は賛同する団体(者)の連名により行う。
12. 設立
このネットワークの設立年月日は、1998年5月30日とする。
13. 規約の施行日
このネットワークの改正規約は、2022年6月20日より施行する。